

杵築市新規漁業就業者育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における新規漁業就業者の確保を図るため、初期投資等により経営が不安定な新規漁業就業者に対して、杵築市新規漁業就業者育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、杵築市補助金等交付規則（平成17年杵築市規則第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 独立経営型 大分県漁業協同組合の組合員として加入し、5年以内に単独で漁業に従事する見込みのある就業形態をいう。
- (2) 親元就業型 親族（原則として3親等以内とする。）と雇用関係がなく、共同で漁業に従事する就業形態をいう。

(就業区分及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる就業区分及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

- 2 補助金の交付は、予算の範囲内において交付するものとし、就業区分にかかわらず、1人につき1回限りとする。なお、申請後の変更は認めないものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 大分県青年就業準備給付金事業実施要領に基づく研修を修了して1年以内の者
 - (2) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者
 - (3) 漁船漁業であって、独立経営型で就業する者又は親元就業型で就業する者
 - (4) 就業を開始する日の年齢が45歳未満の者
 - (5) 大分県漁業協同組合杵築地区漁業運営委員長の推薦を受けた者
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。
 - (1) 市税を滞納している者
 - (2) 杵築市暴力団排除条例（平成23年杵築市条例第31号）第6条第1号に規定する暴力団関係者

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、杵築市新規漁業就業者育成支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 大分県漁業協同組合杵築地区運営委員長の推薦書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 交付申請書を提出する日から1か月以内に取得した住民票及び完納証明
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定し、杵築市新規漁業就業者育成支援事業補助金交付決定通知書（様式第5号）又は杵築市新規漁業就業者育成支援事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、当該申請者にその旨を通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定通知を受けた申請者は、杵築市新規漁業就業者育成支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(状況報告)

第8条 前条の規定により補助金の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、補助金の交付を受けた日の属する年から3年間、就業状況報告書（様式第8号）に4月から3月までの1年間の漁業収支が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、初年度に関しては、就業を開始した日の属する月から3月までとする。

- 2 報告書の提出時期は、毎年4月末日までとする。

(離職手続)

第9条 受給者は、補助金の交付を受けた日から起算して3年以内に離職する場合は、離職届（様式第9号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(補助金の返還)

第 10 条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の指令を取り消し、又は期限を定めて既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。ただし、病気、災害その他やむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 補助金を交付した日から起算して3年間において、就業の継続が認められない場合
- (2) 就業区分が独立経営型で補助金を受給した者にあつては、就業後5年以内に単独で漁業に従事できなかった場合
- (3) 第8条の規定による状況報告を行わなかった場合
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた場合

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

就業区分	補助金の額
独立経営型	150万円
親元就業型	100万円